官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**三四）　一
〔**その他告示**〕
○自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人を指定する件（**国家公安委**二五）　二
○特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく登録送信適正化機関の代表者の変更に関する件（**消費者庁・総務**一）　三
○家計調査の調査地域を定める等の件の一部を改正する件（**総務**二六六）　六
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**財務**二〇〇）
○言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目等の一部を改正する告示の一部を改正する件（**厚生労働**二一二）
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（**経済産業**一一八）
○国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件（**国土交通**七七〇）
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一七七～一七九）
○道路に関する件（**関東地方整備局**一七一）
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**九三）
〔**国会事項**〕
〔**人事異動**〕
法務省
〔**官庁報告**〕
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配七四）
〔**公　告**〕
諸　事　項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

省　令

○農林水産省令第三十四号

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十七条第一項の規定に基づき、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年農林水産省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（強度等に優れた建築用木材） **第一条**　脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号。以下「法」という。）第十六条の農林水産省令で定める強度又は耐火性に優れた建築用木材は、次に掲げるものとする。 一～六　（略） 七　製材（製材の日本農林規格（令和七年農林水産省告示第百九十五号）に規定する目視等級区分構造用製材又は機械等級区分構造用製材の規格に適合するものに限る。） 八・九　（略） （木材製造高度化計画の認定の申請） **第二条**　法第十七条第一項の規定により木材製造高度化計画の認定を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～三　（略） 四　法第十七条第二項第四号の場合にあっては、開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類 イ・ロ　（略）	（強度等に優れた建築用木材） **第一条**　脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号。以下「法」という。）第十六条の農林水産省令で定める強度又は耐火性に優れた建築用木材は、次に掲げるものとする。 一～六　（略） 七　製材（製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に規定する目視等級区分構造用製材又は機械等級区分構造用製材の規格に適合するものに限る。） 八・九　（略） （木材製造高度化計画の認定の申請） **第二条**　法第十七条第一項の規定により木材製造高度化計画の認定を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～三　（略） 四　法第十七条第二項第四号の場合にあっては、開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類 イ・ロ　（略）

ハ　開発行為をしようとする者（独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合にはその登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	ハ　開発行為をしようとする者（独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が法人である場合には、その登記事項証明書
ニ　開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）	（新設）
ホ　開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類	（新設）
ヘ　その他必要と認める書類	（新設）

附　則

この省令は、令和七年七月三十日から施行する。

その他告示

○国家公安委員会告示第二十五号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十九条の五第一項第三号の規定により、令和七年七月二十五日付けで次の法人を指定したので、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第五号）第三条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月三十日

国家公安委員会委員長　坂井　学

一　名称　一般社団法人訪日運転者支援協会

二　住所　東京都港区芝一丁目四番一号芝コバヤシビル四階

三　事務所の所在地　東京都港区芝一丁目四番一号芝コバヤシビル四階

○消費者庁
総務省告示第一号

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第十九条の規定により登録送信適正化機関として登録した一般財団法人日本データ通信協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第二十七条の規定に基づき、次のように公示する。

令和七年七月三十日

消費者庁長官　堀井奈津子

総務大臣　村上誠一郎

一　変更後の代表者の氏名

黒田　**吉広**

二　変更年月日

令和七年六月十九日

○総務省告示第二百六十六号

家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）第四条第一項の規定に基づき、昭和五十年総理府告示第三十五号（家計調査の調査地域を定める等の件）の一部を次のように改正し、令和八年二月一日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は同年三月一日から施行する。

令和七年七月三十日

総務大臣　村上誠一郎

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第一表

改正後	改正前
別表	**別表**
都道府県名 / 調査市町村名	都道府県名 / 調査市町村名
［略］	［同上］
富山県 / 富山市　黒部市　射水市	富山県 / 富山市　滑川市　射水市
［略］	［同上］
岡山県 / 岡山市　津山市　笠岡市	岡山県 / 岡山市　津山市　高梁市
［略］	［同上］
備考　家計調査の調査地域は、この表に掲げる市町村の区域とし、当該市町村の名称及び区域は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の定めるところによる令和七年七月三十日現在における名称及び区域によるものとする。	備考　家計調査の調査地域は、この表に掲げる市町村の区域とし、当該市町村の名称及び区域は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の定めるところによる令和六年七月三十日現在における名称及び区域によるものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

第二表

改正後	改正前
別表	**別表**
都道府県名 / 調査市町村名	都道府県名 / 調査市町村名
［略］	［同上］
和歌山県 / 和歌山市　海南市　田辺市	和歌山県 / 和歌山市　田辺市　新宮市
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○財務省告示第二百号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年七月二十日

財務大臣　加藤　勝信

（別表）

国　債　の　名　称	記　号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第146回	160,390,000円	160,326,122円
〃	第147回	125,710,000円	125,659,932円
〃	第148回	250,310,000円	250,210,304円
〃	第149回	235,430,000円	235,336,226円
〃	第150回	271,360,000円	271,251,924円
〃	第151回	353,510,000円	353,369,202円
〃	第152回	117,870,000円	117,823,060円
〃	第153回	175,560,000円	175,490,070円
〃	第154回	262,000,000円	261,895,646円
〃	第155回	197,860,000円	197,781,200円
〃	第156回	278,530,000円	278,419,058円
〃	第157回	182,300,000円	182,227,400円
〃	第158回	439,770,000円	439,594,836円
〃	第159回	132,450,000円	132,397,250円
〃	第160回	147,320,000円	147,261,322円
〃	第161回	266,090,000円	265,899,204円
〃	第162回	345,690,000円	345,166,644円
〃	第163回	109,010,000円	108,966,594円
〃	第164回	176,860,000円	176,789,568円
〃	第165回	137,300,000円	137,245,318円
〃	第166回	285,590,000円	285,225,936円
〃	第167回	532,060,000円	531,296,928円
〃	第168回	1,376,620,000円	1,373,456,444円
〃	第170回	33,000,000円	32,905,969円
〃	第172回	9,000,000円	8,979,056円
〃	第173回	10,150,000円	10,133,575円
〃	第174回	12,150,000円	12,125,596円
〃	第175回	35,500,000円	35,412,468円
〃	第176回	500,000円	498,838円
〃	第177回	2,500,000円	2,495,409円
〃	第180回	51,960,000円	51,957,182円
個人向け利付国庫債券（固定・５年）	第112回	29,500,000円	29,488,252円
〃	第113回	55,910,000円	55,887,738円
〃	第114回	155,360,000円	155,298,116円
〃	第115回	102,560,000円	102,519,150円
〃	第116回	92,020,000円	91,983,346円
〃	第117回	470,800,000円	470,612,458円
〃	第118回	82,100,000円	82,067,304円
〃	第119回	129,090,000円	129,038,586円
〃	第120回	98,900,000円	98,860,608円
〃	第121回	192,000,000円	191,923,516円
〃	第122回	172,700,000円	172,631,210円
〃	第123回	146,500,000円	146,441,654円
〃	第124回	62,490,000円	62,465,120円
〃	第125回	261,780,000円	261,675,730円
〃	第126回	261,220,000円	261,115,964円
〃	第127回	204,320,000円	204,238,620円
〃	第128回	146,800,000円	146,741,530円
〃	第129回	142,090,000円	142,033,414円
〃	第130回	331,160,000円	331,028,090円
〃	第131回	260,740,000円	260,636,138円
〃	第132回	205,400,000円	205,318,186円
〃	第133回	163,610,000円	163,544,834円
〃	第134回	209,010,000円	208,926,752円
〃	第135回	177,270,000円	177,199,402円
〃	第136回	103,010,000円	102,968,974円

〃	第137回	115,340,000円	115,294,072円
〃	第138回	214,830,000円	214,744,434円
〃	第139回	108,460,000円	108,416,812円
〃	第140回	122,060,000円	122,011,384円
〃	第141回	281,180,000円	281,023,218円
〃	第142回	1,078,030,000円	1,076,483,902円
〃	第143回	821,290,000円	820,308,456円
〃	第144回	1,112,370,000円	1,110,774,644円
〃	第145回	903,350,000円	902,342,394円
〃	第146回	770,950,000円	770,397,196円
〃	第147回	348,130,000円	347,963,596円
〃	第148回	169,850,000円	169,782,352円
〃	第149回	681,760,000円	680,999,576円
〃	第150回	847,320,000円	845,902,220円
〃	第151回	1,886,410,000円	1,881,449,618円
〃	第152回	2,814,540,000円	2,805,120,714円
〃	第153回	946,180,000円	944,295,190円
〃	第154回	637,830,000円	636,915,250円
〃	第155回	1,098,330,000円	1,096,142,087円
〃	第156回	1,137,770,000円	1,134,778,227円
〃	第157回	3,267,360,000円	3,257,987,338円
〃	第158回	7,314,200,000円	7,288,117,046円
〃	第159回	7,200,000円	7,164,550円
〃	第160回	82,000,000円	81,627,053円
〃	第161回	4,000,000円	3,989,410円
〃	第162回	8,500,000円	8,474,914円
〃	第163回	4,500,000円	4,489,031円
〃	第165回	14,040,000円	13,995,468円
〃	第166回	4,200,000円	4,189,102円
〃	第170回	50,780,000円	50,776,536円

個人向け利付国庫債券（変動・10年）	第64回	36,620,000円	36,456,605円
〃	第65回	76,750,000円	76,413,653円
〃	第66回	50,580,000円	50,362,374円
〃	第67回	104,870,000円	104,422,937円
〃	第68回	20,400,000円	20,300,877円
〃	第69回	122,660,000円	122,098,021円
〃	第70回	144,400,000円	143,755,655円
〃	第71回	87,800,000円	87,415,220円
〃	第72回	219,360,000円	218,416,121円
〃	第73回	194,390,000円	193,561,302円
〃	第74回	56,770,000円	56,498,059円
〃	第75回	158,530,000円	157,803,652円
〃	第76回	69,220,000円	68,911,134円
〃	第77回	69,750,000円	69,444,321円
〃	第78回	97,040,000円	96,622,457円
〃	第79回	48,850,000円	48,641,752円
〃	第80回	47,320,000円	47,096,981円
〃	第81回	329,960,000円	328,448,202円
〃	第82回	434,840,000円	432,899,629円
〃	第83回	629,370,000円	626,611,732円
〃	第84回	140,620,000円	140,014,941円
〃	第85回	134,400,000円	133,827,050円
〃	第86回	61,690,000円	61,392,353円
〃	第87回	133,870,000円	133,256,654円
〃	第88回	161,110,000円	160,391,090円
〃	第89回	73,600,000円	73,277,453円
〃	第90回	202,500,000円	201,628,692円
〃	第91回	273,750,000円	272,582,982円
〃	第92回	147,660,000円	146,952,236円
〃	第93回	139,660,000円	139,020,129円

〃	第94回	105,600,000円	105,128,807円
〃	第95回	254,410,000円	253,295,029円
〃	第96回	145,280,000円	144,654,893円
〃	第97回	285,070,000円	283,854,726円
〃	第98回	236,240,000円	235,101,880円
〃	第99回	350,600,000円	348,993,623円
〃	第100回	360,660,000円	359,050,643円
〃	第101回	343,030,000円	341,526,668円
〃	第102回	304,360,000円	303,050,392円
〃	第103回	361,820,000円	360,277,533円
〃	第104回	435,540,000円	433,431,639円
〃	第105回	296,360,000円	295,002,146円
〃	第106回	103,460,000円	102,998,349円
〃	第107回	378,720,000円	377,060,249円
〃	第108回	498,280,000円	496,135,968円
〃	第109回	236,210,000円	235,203,024円
〃	第110回	552,860,000円	550,202,606円
〃	第111回	627,040,000円	624,167,023円
〃	第112回	629,440,000円	626,631,267円
〃	第113回	450,100,000円	448,127,411円
〃	第114回	531,710,000円	529,422,126円
〃	第115回	422,630,000円	420,828,297円
〃	第116回	726,630,000円	723,126,862円
〃	第117回	615,450,000円	612,630,137円
〃	第118回	602,230,000円	599,542,690円
〃	第119回	1,140,950,000円	1,135,949,660円
〃	第120回	1,101,140,000円	1,096,401,887円
〃	第121回	25,950,000円	25,839,376円
〃	第122回	151,860,000円	151,124,845円
〃	第123回	51,690,000円	51,453,175円
〃	第124回	80,440,000円	80,081,065円
〃	第125回	135,010,000円	134,418,323円
〃	第126回	547,300,000円	544,945,034円
〃	第127回	401,390,000円	399,678,849円
〃	第128回	513,310,000円	510,844,391円
〃	第129回	461,380,000円	459,266,058円
〃	第130回	302,150,000円	300,801,745円
〃	第131回	366,850,000円	365,242,266円
〃	第132回	816,980,000円	813,464,610円
〃	第133回	523,430,000円	521,198,585円
〃	第134回	459,930,000円	457,706,953円
〃	第135回	479,660,000円	477,462,295円
〃	第136回	489,720,000円	487,534,740円
〃	第137回	534,020,000円	531,679,602円
〃	第138回	268,420,000円	267,265,049円
〃	第139回	525,970,000円	523,727,741円
〃	第140回	449,210,000円	447,051,016円
〃	第141回	840,690,000円	836,838,120円
〃	第142回	661,370,000円	658,418,793円
〃	第143回	906,410,000円	902,437,612円
〃	第144回	1,002,510,000円	998,196,326円
〃	第145回	917,000,000円	913,090,757円
〃	第146回	1,578,470,000円	1,570,875,194円
〃	第147回	1,006,910,000円	1,002,296,554円
〃	第148回	1,751,100,000円	1,743,286,066円
〃	第149回	749,660,000円	746,374,601円
〃	第150回	1,114,740,000円	1,109,943,450円
〃	第151回	939,540,000円	935,534,675円
〃	第152回	776,000,000円	772,242,312円

〃	第153回	1,816,170,000円	1,807,848,589円
〃	第154回	1,394,700,000円	1,388,476,481円
〃	第155回	7,552,680,000円	7,519,579,179円
〃	第156回	1,593,060,000円	1,586,205,240円
〃	第157回	910,010,000円	906,130,549円
〃	第158回	974,710,000円	969,991,713円
〃	第159回	1,389,680,000円	1,383,312,750円
〃	第160回	841,790,000円	838,033,717円
〃	第161回	1,712,910,000円	1,705,403,007円
〃	第162回	1,178,050,000円	1,172,980,994円
〃	第163回	1,373,350,000円	1,367,495,313円
〃	第164回	1,697,290,000円	1,689,087,961円
〃	第165回	3,776,600,000円	3,759,296,156円
〃	第166回	1,309,370,000円	1,303,527,231円
〃	第167回	1,662,520,000円	1,655,233,858円
〃	第168回	1,147,460,000円	1,142,522,634円
〃	第169回	2,764,040,000円	2,752,256,627円
〃	第170回	2,736,670,000円	2,723,436,057円
〃	第171回	11,000,000円	10,933,845円
〃	第172回	30,100,000円	29,928,103円
〃	第173回	250,000円	248,787円
〃	第175回	7,200,000円	7,175,701円
〃	第176回	1,000,000円	997,333円
〃	第177回	36,000,000円	35,885,137円
〃	第182回	108,340,000円	108,332,981円
合　計		110,241,630,000円	109,843,158,683円

○厚生労働省告示第二百十二号

言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第二号から第四号までの規定に基づき、言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目等の一部を改正する告示（令和六年厚生労働省告示第百三十四号）を次の表のように改正する。

令和七年七月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （適用期日） **第一条**　この告示は、令和九年四月一日から適用する。 （経過措置） **第二条**　令和七年四月一日までに、言語聴覚士法第三十三条第二号又は第三号の規定に基づき、この告示による改正前の言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目又は言語聴覚士法第三十三条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目に掲げる科目を修得中の者又は既に修得した者については、なお従前の例によることができる。 **第三条**　令和八年四月一日までに、言語聴覚士法第三十三条第四号の規定に基づき、この告示による改正前の言語聴覚士法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目に掲げる科目を修得中の者又は既に修得した者については、なお従前の例によることができる。	**附　則** この告示は、令和九年四月一日から適用する。 （新設） （新設）

○経済産業省告示第百十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年七月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域	指定の期間
トカラ列島近海を震源とする地震	鹿児島県　鹿児島郡十島村	令和七年七月三日から令和七年十月二十九日まで

○国土交通省告示第七百七十号

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）第九条の七の規定により、同規則第九条第一号イに規定する登録実務講習を行う機関である合同会社ＦＩＲＳＴ－ＰＡＴＨから登録実務講習事務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同規則第九条の十七第二号の規定により、次のとおり公示する。

令和七年七月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録実務講習事務を行う事務所の所在地

変更前	熊本県熊本市中央区黒髪三丁目九―十一
変更後	熊本県熊本市北区弓削五丁目三―六十六―二〇二

二　変更の年月日　令和七年七月十日

○防衛省告示第百七十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月三十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年八月七日及び同月八日（予備、同月九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦その他　自衛艦等十三隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月三十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年八月七日及び同月八日（予備、同月九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦その他　自衛艦等十三隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月三十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年八月七日及び同月八日（予備、同月九日）の毎日一一〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海陸面並びにその上空で海面高から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

自衛艦等十三隻

実施艦その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三十日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局大宮国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月三十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　指定する道路の部分

区間　久喜市菖蒲町下栢間字下在来八六〇番一から同市菖蒲町下栢間字下在来八五九番一まで　一〇九・一三メートル～一八九・七五メートル　〇・〇三五キロメートル

(四)　指定する期日　令和七年七月三十日

○九州地方整備局告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月三十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十一年九州地方整備局告示第四十九号筑豊広域都市計画道路事業三・四・三十六―七号境口鴨生田線、七・七・三十六―三号境口鴨生田線側道南二号線、七・七・三十六―四号境口鴨生田線側道南三号線、七・七・三十六―六号境口鴨生田線側道北二号線、七・七・三十六―七号境口鴨生田線側道北三号線及び七・七・三十六―八号境口鴨生田線側道南四号線

三　事業施行期間　自平成三十一年三月二十九日至令和十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成三十一年九州地方整備局告示四十九号の事業地のうち新町一丁目及び大字直方地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　梶田　秀

国際部長参事吉田早樹人海外出張不在中同部長事務代理を命ずる

議事部副部長秘書課長事務取扱参事日高孝一海外出張不在中同課長事務取扱を命ずる（七月二十七日）

参議院

当選通知書受領

七月二十五日内閣総理大臣から、七月二十日執行の参議院議員通常選挙の結果、次のとおり当選した旨の通知書を受領した。

［比例代表］

○自由民主党

舞立　昇治　福山　守　犬童　周作

山田　太郎　見坂　茂範　東野　秀樹

石﨑　聖子　釜萢　敏　有村　治子

石田　昌宏　本田　顕子　鈴木　宗男

○国民民主党
田村　麻美　濱野　喜史　礒﨑　哲史
伊藤　辰夫　足立　康史　平戸　航太
山田　吉彦
○参政党
梅村みずほ　安達　悠司　安藤　裕
松田　学　富田　麻奈　山中　泉
後藤　翔太
○立憲民主党
齊藤　蓮舫　岸　真紀子　吉川　沙織
水岡　俊一　小澤　雅仁　郡山　玲
森　裕子
○公明党
平木　大作　司　隆史　佐々木雅文
原田大二郎
○日本維新の会
嘉田由紀子　根本めぐみ　柴田　巧
北埜　陽
○れいわ新選組
伊勢﨑賢治　木村　英子　遠藤芙美代
○日本保守党
北村　晴男　百田　尚樹
○日本共産党
小池　晃　白川　容子
○チームみらい
安野　貴博
○社会民主党
石井　朗夫
［選挙区］
○北海道
高橋はるみ　勝部　賢志　岩本　剛人
○青森県
福士　珠美
○岩手県
横澤　高徳
○宮城県
小川のり子
○秋田県
寺田　静
○山形県
芳賀　道也
○福島県
三好　雅子
○茨城県
上月　良祐　櫻井　祥子

○栃木県
高橋　克法
○群馬県
清水　真人
○埼玉県
古川　俊治　江原久美子　熊谷　裕人
大津　力
○千葉県
中山ななか　長浜　博行　石井　準一
○東京都
鈴木　大地　塩入　清香　髙橋　茉友
川村　雄大　奥村　祥大　吉良　佳子
塩村　文夏
○神奈川県
牧山　弘恵　籠島　彰宏　脇　雅昭
初鹿野裕樹
○新潟県
村木ちひろ
○富山県
庭田　幸恵
○石川県
宮本　周司
○福井県
滝波　宏文
○山梨県
後藤　斎
○長野県
羽田　次郎
○岐阜県
若井　敦子
○静岡県
榛葉賀津也　牧野　京夫
○愛知県
水野　孝一　田島麻衣子　杉本　純子
酒井　庸行
○三重県
小島　智子
○滋賀県
宮本　和宏
○京都府
新実　彰平　西田　昌司
○大阪府
中野　理江　岡崎　太　宮出　千慧
杉　久武
○兵庫県
泉　房穂　高橋　光男　加田　裕之

○奈良県
堀井　巌
○和歌山県
望月　良男
○鳥取県・島根県
出川　桃子
○岡山県
小林孝一郎
○広島県
西田　英範　森本　真治
○山口県
北村　経夫
○徳島県・高知県
広田　一
○香川県
原田　秀一
○愛媛県
永江　孝子
○福岡県
松山　政司　中田　優子　下野　六太
○佐賀県
山下　雄平
○長崎県
古賀友一郎
○熊本県
馬場　成志
○大分県
吉田　忠智
○宮崎県
山内佳菜子
○鹿児島県
末原　朋実
○沖縄県
坂本　沙哉

人事異動

法務省

（東京地方検察庁検事）検事　山口　崇
法務事務官（法務省大臣官房付、法務省大臣官房秘書課付）に併任する
（同）同　栗田　理史
法務事務官（法務省大臣官房秘書課付）に併任する（以上七月二十四日）

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、令和５年10月１日付けで指名した者及び補欠の場合におけるこれらの者の後任については、本年９月30日をもってその在任予定期間が経過することとなり、同法第５条及び同法施行令第２条第１項の規定に基づき、新たに当該都道府県労働局ごとに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名する必要があるので、資格がある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和７年７月30日

厚生労働大臣　福岡　資麿

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　令和７年９月１日

４　推薦書及び添付書類提出先　都道府県労働局労働基準部労災補償課

様式

令和　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

（備考）

１　提出部数は正副２通とすること。

２　履歴書２通を添付すること。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３００５号
大阪市北区野崎町７番８号
清算株式会社　株式会社コントラーズ
１　決定年月日　令和７年７月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

再生計画取消

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生手続廃止

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　千葉日報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　十七頁

（乙）掲載紙　千葉日報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　十七頁

令和七年七月三十日
千葉県松戸市本町二〇番地一三
（甲）株式会社東進商興
代表取締役　姜　桂寛

東京都新宿区下宮比町二番六―五Ｆ
（乙）株式会社翼
代表取締役　姜　明寿

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://e559.jp/kawakubo/
（乙）http://e559.jp/hosho/

令和七年七月三十日
神奈川県小田原市曽我別所四〇八番地
（甲）株式会社川久保組
代表取締役　川久保貴敏

神奈川県小田原市曽我別所四〇八番地
（乙）株式会社報丞
代表取締役　川久保貴敏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　七頁

令和七年七月三十日
横浜市鶴見区大黒町三番一〇〇号
（甲）内外輸送株式会社
代表取締役　宮川　靖嘉

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号
（乙）ナイル合同会社
代表社員　一般社団法人ナイル
職務執行者　長坂　英樹

合併公告

左記組合は、令和七年七月二十九日開催の総会において、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することを決議いたしましたので、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両組合の最終事業年度に係る貸借対照表は、甲及び乙それぞれの主たる事務所に備え置いております。

以上、水産業協同組合法第六十九条第四項において準用する同法第五十三条の規定により公告いたします。

令和七年七月三十日
愛知県西尾市鳥羽町十三新田一番地一一七
（甲）幡豆漁業協同組合
代表理事組合長　深谷　政彦

愛知県西尾市東幡豆町浦和二十一番地
（乙）東幡豆漁業協同組合
代表理事組合長　石川　金男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　伊勢新聞
掲載の日付　令和七年七月二十九日
掲載頁　四頁

（乙）掲載　伊勢新聞
掲載の日付　令和七年七月二十九日
掲載頁　四頁

令和七年七月三十日
三重県松阪市高町四五〇番地の一
（甲）丸亀商事株式会社
代表取締役　竹上亀代司

三重県松阪市鎌田町一一三四番地の三
（乙）光石油販売株式会社
代表取締役　竹上　仁士

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＮａｎｏＷａｓａに関する仕入れ及び販売等の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）https://corp.toconnect.co.jp/category/news/

令和七年七月三十日
東京都港区東新橋一丁目五番二号
（甲）株式会社ナノバサラ
代表取締役　柗浦　好紀

東京都港区東新橋一丁目五番二号
（乙）株式会社トゥーコネクト
代表取締役　矢野　学

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲が従事する、Ｋａｌｒｅｚ®事業にかかる権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　四頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　五頁

令和七年七月三十日
東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（甲）デュポンジャパン株式会社
代表取締役　大羽　隆元

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（乙）ＥＫＣアドバンスド・エレクトロニクス1ジャパン株式会社
代表取締役　大羽　隆元

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲が従事する、エレクトロニクス事業にかかる権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　四頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　五頁

令和七年七月三十日
東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（甲）デュポン・スペシャルティ・プロダクツ株式会社
代表取締役　大羽　隆元

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（乙）ＥＫＣアドバンスド・エレクトロニクス2ジャパン株式会社
代表取締役　大羽　隆元

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲が従事する、エレクトロニクス事業にかかる権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　四頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　五頁

令和七年七月三十日
東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（甲）ＤＤＰスペシャルティ・プロダクツ・ジャパン株式会社
代表取締役　大羽　隆元

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（乙）ＥＫＣアドバンスド・エレクトロニクス3ジャパン株式会社
代表取締役　大羽　隆元

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲が従事する、ウォーター事業にかかる権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　四頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　五頁

令和七年七月三十日
東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（甲）ＤＤＰスペシャルティ・プロダクツ・ジャパン株式会社
代表取締役　大羽　隆元

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（乙）フィルムテック・ウォーター・ジャパン株式会社
代表取締役　大羽　隆元

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の阪神高速道路株式会社及びそのグループ会社から受託する道路等の保守管理、工事管理及び工事施工事業（設計事業を除く。）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月七日
掲載頁　一二〇頁（号外第一五五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月七日
掲載頁　九十四頁（号外第一五五号）

令和七年七月三十日
東京都中野区本町一丁目三二番二号
（甲）株式会社ジェイファスト
代表取締役　秋里乃武宏

大阪市中央区南船場一丁目一四番一〇号
（乙）株式会社エフエムシー
代表取締役　秋里乃武宏

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の塩の製造・販売に関する事業およびそれに付帯する事業（関連会社に委託する事業を含む）に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　一〇三頁（号外第一六六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　一一八頁（号外第一六六号）

令和七年七月三十日
川崎市川崎区夜光三丁目三番三号
（甲）日本精塩株式会社
代表取締役　福家　顕一

川崎市川崎区夜光三丁目三番三号
（乙）日本食塩製造株式会社
代表取締役　福家　顕一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理、有料駐車場の賃貸及び経理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　東海愛知新聞
掲載の日付　令和七年七月四日
掲載頁　二頁
令和七年七月三十日
愛知県岡崎市八帖北町六番地一六
（甲）ナカネホールディングス株式会社
代表取締役　中根　綱夫
愛知県岡崎市八帖北町六番地一六
（乙）ナカネ新建材株式会社
代表取締役　中根　綱夫

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割によりヤンマーパワーテクノロジー株式会社（乙、大阪市北区茶屋町一番三二号）の特機事業部及びエネルギーシステム部の事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十三日
掲載頁　三一八頁（号外第一六八号）
令和七年七月三十日
兵庫県尼崎市長洲東通一丁目一番一号
ヤンマーパワーソリューション株式会社
代表取締役　大川　雅也

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するパラウェイフィットネス株式会社（住所東京都豊島区西池袋五丁目四番八号）に対して当社のパーソナルジム事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十六日
掲載頁　九十一頁（号外第一一五号）
令和七年七月三十日
東京都豊島区池袋二丁目四二番三号
パラウェイ株式会社
代表取締役　酒井　康之

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社協同開発（住所神奈川県横須賀市野比一丁目一六番一八号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十二日
掲載頁　一八五頁（号外第一六七号）
令和七年七月三十日
神奈川県横須賀市野比四丁目三番一号
株式会社協同
代表取締役　飯島　敏雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、組織変更後の商号は篠崎エステート株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日
茨城県ひたちなか市長堀町一丁目三番三号
篠崎エステート合同会社
代表社員　篠﨑　朋子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日
東京都三鷹市下連雀一丁目一八番六号―Ｂ一階
合同会社Ｈａｍｍｅｒ
代表社員　ドヴィチェヴァエレナ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日
東京都江戸川区平井一丁目六番一二号
コミヤマ合同会社
代表社員　郭　会　剛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日
東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ
Ｓｏｆａｉｒｌｏ合同会社
代表社員　上野　亜揮

組織変更公告

当組合は、令和七年七月十三日開催の臨時総会の決議により、生産森林組合を解散し認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年七月三十日
福井県三方上中郡若狭町三方第三二号三番地の二
三方生産森林組合
理事　鳥居　嗣治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＭＲとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年７月三十日

名古屋市港区小碓四丁目五四一番地ＮＤＳマンション小碓二〇二　ＭＲ合同会社

代表社員　中道　隼

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年７月三十日

愛知県名古屋市港区惟信町三丁目二五―一　シャトーラメールＡ―三

合同会社エムエートレーディング

代表社員　チャオダリー・ムハマンド・アナール

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はオルソライフラボラトリーズ株式会社とします。

効力発生日は令和７年９月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和７年７月七日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年７月三十日

兵庫県明石市西明石北町一丁目一〇番一九号

合同会社シルバーメディック

代表社員　玉川　誠晃

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年７月三十日

岡山県岡山市北区御津金川二八二番地一六

中央運送企業組合

代表理事　横川喜久雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和７年９月二十五日であり、組織変更後の商号は株式会社大和会館とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年７月三十日

沖縄県那覇市牧志一丁目三番四三号

合資会社大和会舘

代表社員　上原真理枝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和７年７月三十日

福井県小浜市生守第一二号四一番地

有限会社市村ソーイング

代表取締役　市村　達也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千二百八十万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和六年十二月二十七日

掲載頁　七十三頁（号外第三〇五号）

令和７年７月三十日

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目二番一五号

株式会社エフケイ

代表取締役　杉原　繁樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和７年７月三十日

山口県宇部市大字東岐波四六一七番地三

星之興産株式会社

代表取締役　星木　武之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和７年７月三十日

香川県高松市十川東町一三番地一

有限会社アイ・シー・アイ

取締役　石井小百合

準備金の額の減少公告

当社は、令和７年９月一日を効力発生日とする株式会社コムロとの株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年７月二十三日

掲載頁　二九六頁（号外第一六八号）

令和７年７月三十日

神奈川県相模原市中央区田名塩田一丁目五番七号　ジィジィゲンスタッフ株式会社

代表取締役　小室　直明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六十六億七千五百六十九万千九百四十八円、資本準備金の額を百六十七億三千二百五十六万二千四百九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和７年７月三十日

東京都墨田区錦糸四丁目一七番一号

株式会社アストロスケールホールディングス

代表取締役　岡田　光信

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千三百五十四万五千六百十円、資本準備金の額を三億三百五十三万五千六百十円減少し、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を零円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和７年七月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年一月二十三日

掲載頁　七十四頁（号外第十三号）

令和７年７月三十日

東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア二階

ホライズン・エナジー株式会社

代表取締役　鈴木　敦

基準日設定につき通知公告

当社は、令和７年８月十九日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和７年７月三十日

東京都渋谷区道玄坂二―八―七

株式会社ナイチンゲール

代表取締役　関根冨士子

基準日設定につき通知公告

当社は、令和７年８月十八日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和７年７月三十日

神奈川県南足柄市和田河原一二五五

株式会社ディスペンパックジャパン

代表取締役　江口　陽三

基準日設定につき通知公告

当社は、令和７年８月十四日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主をもって、令和７年８月二十五日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和７年７月三十日

長崎県佐世保市卸本町一番一四号

共新電設工業株式会社

代表取締役　向　史郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止し、譲渡による株式の取得につき、会社の承認を要する旨の定めを設ける事に致しましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年八月十五日とし、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月三十日

山形県東根市大字東根甲五八〇〇番地一〇

株式会社小川製粉

代表取締役　小川　郁夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月三十日

福井県小浜市中井第五六号五番地の一

株式会社若越電器

代表取締役　田中　義弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月三十日

山口県柳井市柳井一五七四番地の一五

株式会社幡田商店

代表取締役　幡田　光明

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月三十日

沖縄県浦添市西洲二丁目九番地八

大伸株式会社

代表取締役　赤嶺　克俊

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年八月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月三十日

東京都渋谷区千駄ケ谷三丁目二八番九号

神田梱包運送株式会社

代表取締役　内田　恭久

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社川久保組と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、株券提出日（新株予約権証券提出日）である令和七年八月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月三十日

神奈川県小田原市曽我別所四〇八番地

株式会社報丞

代表取締役　川久保貴敏

株式移転につき株券等提出公告

当社は、ＳＩＶＡ株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年九月二日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月三十日

東京都港区芝五丁目二六番一六号

株式会社ＳＩＶＡ

代表取締役　杉浦　稔之

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年一月十日付官報の号外第五号一二四頁に掲載されています。

令和七年七月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｌｕｍｉｎａ特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

訂正公告

令和七年七月八日（号外第一五六号）掲載の相続債権者受遺者への請求申出の催告公告中、「被相続人　亡　小林　敏夫」とあるは「被相続人　亡　小林　敏雄」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月三十日

盛岡市菜園一丁目一一―三カガヤ菜園ビル二階　長谷川菜園法律事務所

相続財産清算人　弁護士　長谷川　頌

訂正公告

令和七年六月三十日（号外第一四八号）掲載の第三十九期決算公告（枠組）中、住所「茨城県神栖市大野原五丁目３番36号」とあるは「東京都江東区越中島三丁目６番15号」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月三十日

東京都江東区越中島三丁目六番一五号

東京南福山通運株式会社

代表取締役社長　渡邉　一雄

取消公告

令和七年六月二十五日（号外第一四三号）掲載の第二十一期決算公告（枠組）は取消します。

令和七年七月三十日

大阪市淀川区宮原四丁目一番九号

株式会社フジシール

代表取締役社長　京金　武司

正誤

ページ	段	行	誤	正
一七	上	一九	ほか信託行為	ほか、信託行為
二一	下	五	前条第二項項中「前項第四項」	前条第二項中「前項第四号」
二二	上	二	前項第一号	第一項第一号
〃	下	二	第一項規定	第一項の規定

（原稿誤り）

令和七年六月二十七日（号外第百四十五号）公布内閣府令第六十四号（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令）

（原稿誤り）

三四	改正前欄	七	成立した	成立した

平成三十一年三月二十九日（号外第六十三号）文部科学省告示第五十七号（文化財を登録文化財に登録する件）

（原稿誤り）

四五〇	上	表中所在地欄中 六	大字	南郷町
〃			鞍	倉
〃			七	